

「湯沢市文化財保存活用地域計画」が認定されました

東北では横手市に続いて2例目

「湯沢市文化財保存活用地域計画」が、令和3年12月17日に開催された国の文化審議会の答申を経て、同日に文化庁長官の認定を受けました。

文化財保存活用地域計画は、平成31年4月に施行された改正文化財保護法により制度下されたもので、市町村が作成する地域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画です。

市では今後、本計画に基づいて、地域の貴重な文化財の滅失・散逸等を防止し次世代へと継承するべく、地域（住民・学校・民間）と行政が一体となり、総がかりで文化財の保存と活用に取り組んでいきます。

12月17日に文化庁長官から11の自治体の文化財保存活用地域計画が認定されました。文化財保存活用地域計画の認定は全国で58件となり、湯沢市は横手市に続いて東北で2例目（福島県白河市と同日）の認定となります。

<計画の概要>

名 称	湯沢市文化財保存活用地域計画
認 定 日	令和3年12月17日（金）
計画期間	令和3年度から令和7年度まで（5年間）
内 容	別添の概要版参照